

No. 332

全 日 本 仏 教 会

10/62



ルンビニ―復興日本仏教徒委員会開く

ルンビニ―開発計画は、新しい局面を迎えようとしている。ネパール側の窓口であったルンビニ―開発委員会が解散し、ギャネンドゥラ殿下を委員長とする「ルンビニ―トラスト」が結成されたのが約二年前。

昨年の第十五回WFBネパール大会では、ルンビニ―トラストに協力するための委員会「WFB・GRCBB」が結成され、この八月に京都で開催された会議で主たる構成メンバーが選出された。

そして日本においても、ルンビニ―復興日本仏教徒委員会は規約の改正にともない、新しい委員によって新たなスタートをきることになった。

写真は、明照会館で開催された改組後第一回のルンビニ―復興日本仏教徒委員会

(関連記事二画)

侵すことのないよう、税制においても、十分ご留意いただきたいと存じます。願わくば、宗教法人の特性、及び歴史

的慣習を考慮され、慎重なご審議を賜りますよう特に要望致します。

宗教と税制シンポジウム

テーマ「宗教法人の公益性と税」

二百五十人が熱心に聴講

去る九月十一日、午後一時から増上寺地下ホールを会場に、第四回宗教と税制

シンポジウムが開催された。これは財団法人日本宗教連盟が主催したもので、本年度のテーマは、「宗教法人の公益性と税」。



開かれたシンポジウム

開会挨拶に引き続き、帝京大学講師の石村耕治氏が、テーマにそった基調講演を行った。石村氏は「①宗教法人の法人格制度と非課税制、②非課税制の沿革、③宗教法人の非課税制の根拠、④課税政策上の公益性の意義、⑤宗教法人の公益性と税制改革」と話を進め、最後に「宗教法人が税金問題に的確に対応するためには、宗教法人の公益性の存在あるいは社会的責任を自覚し、本来の宗教活動に関し、社会的信任を得ることが出発点となる」と結んだ。

この後、日本宗教連盟を構成する五つの団体から、代表者がテーマにそって発題を行った。

全日本仏教会からは、全仏税務委員の羽生雅則弁護士（真言宗豊山派）が、次のような内容で発題を行った。

「①公益性とは何か——不特定多数の利益の意味、②宗教法人の公益性——宗教の特性と社会的役割、（イ）精神の安らぎ、社会生活の浄化、文化の向上、（ロ）基本的人権の中核としての「信教の自由」の普遍的価値、（ハ）宗教法人の立保育園・幼稚園等公益事業の果たす役割、（ニ）境内地・宗教施設自体の果たす役割、その他、③政教分離と税——公益性とのかかわり、④宗教法人の自主・自律・自浄——社会的な「責任の自覚」と「信任」。

約二百五十人の参加者は、最後まで熱心に耳を傾けていた。

同宗連の研修会 第12回、70名参加

同宗連（同和問題）にとりくむ宗教教団連帯会議）の第十二回研修会（主題「宗教者が求める部落解放への方向」）が、去る九月八日と九日の両日、東京渋谷区の神社本庁全国神社会館（青年研修会館）

において開催された。

仏教、キリスト教、神社、新宗教の各派より約七十名が参集。本会からは、大山義信同和推進部長、瀬戸隆海財務部次長、上田則夫社会部次長、小峰立丸国際

文化部次長、水野和子総務部主事が出席した。

研修会は、同宗連議長の前井道樹師の開会あいさつに続いて、「部落解放基本法」に関する基調講演（講師は、真言宗御室派の小林弘信師と日本聖公会の田光信幸師）、続いてパネルディスカッションが行なわれた。

パネルディスカッションは、東寺真言宗の松下隆浩師の司会のもと、天理教、立正佼成会、神社本庁、念法真教、浄土真宗本願寺派、曹洞宗から各一名ずつがパネラーとなり、各教団の取り組み状況紹介の後、討議に入った。

翌日は、分散会、全体討議がおこなわれ盛会のうちに解散となった。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

〔質問〕

知り合いの墓石業者が、「土地をお寺に寄付しますので、お墓にして下さい。」といってきました。その際お寺の名前で墓地の許可をとり、宗派を問わず墓地を売り、この永代使用料は墓業者が買った墓地の代金に充当すること。お寺としては何もしないで墓檀家が増えることになり、布教活動の対象ができ、良いことなので承諾したいと思います。この場合、税金はどうなるのでしょうか。

(石川県Q寺住職)

〔回答〕

お寺と墓石業者との契約関係がご質問

問だけからははっきりしません。考えられる方式は二つあります。一つは、お寺が全くの名義貸しを行うという場合です。実際の墓地経営者は墓石業者であり、事業に伴う利益や損失は一切業者に帰属し、お寺は墓地経営自体からは経済的利益も受けなければ、損失も負担しない場合です。これには、名義料として一括していくばくかのお金がお寺に支払われる場合と、一墓につきいくらと名義料を決めておく場合があります。二つめは、形式的にも実質的にもお寺が墓地経営の許可を受け、墓石業者はお寺からその経営管理等の

墓地業者からの土地の寄付

委託をうけるという方法です。この場合には永代使用料は前者の名義料相当分を除いて、そのまま墓石業者に土地代金あるいな造成使用や委託料として支払われることになるでしょう。

右いずれの場合であっても課税関係はおおこってきません。仮に墓石業者から墓地の寄付を受けても、買い取ったとしても、また墓地を区分して永代に使用させたとしても、いずれも税金の対象にはなりません。しかし、この事業は宗派を問わずに行われ檀家だけを対象とするのでは違って宗教法人法第

六条にいう公益事業に該当しますから、区分経理をしておく必要があるでしょう。

税金での問題はあまり深刻に考える必要がありませんが、この事業は余程慎重に行わないと取り返しがつかないことになる恐れがあります。即ち、前者のような、完全な名義貸しであったとしても、監督官庁からの許可はお寺が受けるのであって、業者ではありません。墓地を求めた人と、その他の第三者に対しては法的な変化を負担する場合が出てきます。例えば墓石が倒れて第三者を傷つけた場合、お寺は単に

地の持つ永続性から問題があります。宣伝広告等を伴う募集業務、墓地使用契約の代理代行業務、金銭の受領業務、清掃業務等を個別に委託することはかまいません。この場合であっても業者がお寺の為にした行為によって、第三者に損害を与えれば、お寺が全面的に責任を負わなければならないことは前者の場合と同様です。墓石業者が土地を寄付してくれるといっても、実は墓石が建てられた墓地は業者が持つといっても仕方ないものです。ですから寄付するといっているのです。寄付されて永代にわたって管理していくお寺はこれから大変です。檀家のようにお寺と密接な関係をとる人は、宗派が異なればそんなにはいないでしょう。なかには、管理料が滞る人もでてきます。墓地区画は何基を予定されているのかわかりませんが、将来管理料を合計しても清掃費にもならないというようなことのないよう気をつけなければなりません。このあたりの採算を良く考え、お寺が自主的に将来を見極めながら対処することが肝心です。何をしなくても墓檀家が増えるというような安易な心構えは禁物です。

本会では、毎月第一、第四木曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設していますので、お気軽にどうぞ。

昭和四十年八月十一日に出された、

「同和对策審議会」の答申の前文にある
部落問題は「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」その早急な解決こそ国の責務であり同時に国民的課題である」と示された基本的な理念を踏まえて昭和四十四年より同和事業特別措置法、地域改善対策特別措置法の法律が十八か年間施行された。そして国及び地方公共団体、教育機関、国民は「同対審」の答申この法律を中心に部落差別の解決のために積極的な取り組みが進められてきた。

その成果を見ると「同対審」の答申が述べている実態的な差別（劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、きわだって低い教育、文化水準等）は大きく改善されてきた。しかし同和問題解決の中心的課題である同和地区住民に就職と教育の機会均等の完全な保証、近代的な主要産業の生産過程に導入を図ることは十分達成されていない。特に心理的差別は依然として厳しいものが残されている。

この心理的な差別の解消は今後大きな課題となるが、私たち全日仏にとって

も責務は重大である。

さて部落差別ぐらい予断と偏見に満ちた差別は他に例を見ることができないと思われ。

本年も八月十一日「部落解放基本法制定要求国民運動岡山県実行委員会総会が岡山県同宗連委員長真言宗松峰隆禪師の名のもとに、岡山市内にある郵便貯金会館で関係者約三百人が出席して開催された。会場を設定する時に解放同盟の職員の方が電話連絡で申込みを行なった。そしてその時、郵便貯金

同和推進のために

同和問題解決の今後の課題

内藤 良昭（天台宗議会議員）

差別意識を根深くもつた人びとは同和問題の正しい学習をしようと思わず、予断と偏見にこりかたまり、悪い事があればすべて部落の人びとの責任であるかの如き非常に間違った考え方をもち続け、部落差別の再生産を行っているのである。又この様な積極的な差別意識をもたない人でも「我々は今まで別に部落差別をしたこともないし差別意識を持っていない、殊更に同和教育という寝た子を起す必要はない、その内そーとしておけば差別はなくなる

会館の職員が「お宅はどこらさんですか」と尋ねている。「私は解放同盟の者ですが」と答えたら「ああ、恐い恐い」と叫んでいるのである。

郵便貯金会館といえば、岡山県内の人々が集会、研修会、結婚式と、頻繁に利用する公の施設である。その職員が「部落が恐い」という最も悪質な差別言辞を平気で吐くということは、同和教育が国民の中に十分浸透していないという証である。

い、今後の同和教育の啓発の先頭に立たなければならぬと信じているのである。
次に差別墓石の問題であるが、全国的に数多く発見され、大きな社会問題となった。
岡山県も昭和六十年に県南の市営墓地に発見された。私は市の教育委員会、同和对策室から連絡があり現地に出かけた。江戸中期の古い墓石に「浄頒畜男」と刻まれていた。

「と、同和問題に対して冷淡であり、傍観者であり、差別を容認する人たちがいる。」
この様に、同和問題の正しい認識は国民の中に十分浸透されていないと思われる。

そこで私たち全日仏、各教団の教師が、同和問題の専門的な学習を深め、差別の厳しき、部落の人びとの願いを理論だけではなく、肌で受けとめる様な真剣な取り組みを行ない、資質を養

戒名の意味は、表面は浄らかで立派だけれど本体は人間の畜生と同じだという事である。手を合せて拝んでいると、「墓石」から無念であるという呼び声が聞えて来る。この霊は決して成仏していかないものである。早速天台宗務庁と連絡を取り、戒名、墓石を改修し、関係者と懺悔の開眼法要を懇ろに勤めた。昨年長野県に赴き差別墓石の実態の調査をおこなったが約二千六百基差別墓石が発見され、大半がそのまま放置されている。天台宗に於ては、昭和六十二年度予算に二百五十万円差別墓石の改修費を計上した。遅きに失した感はあるが喜ばしい事である。各教団に於いても実態調査を進め、地元の関係者と連絡を密にして一刻も早く改修し、差別を受けた各霊たちが安らかに成仏されることを心から願うものである。

第七回同和研修会

十月三十、三十一日 京都・智積院会館で

本会主催による第七回同和研修会は、「仏教徒の行動―差別からのめざめ―」をテーマに左記の通り開催いたします。どうぞ奮って御参加下さい。

○日時 昭和六十二年十月三十日(金)・三十一日(土)

○会場 真言宗智山派宗務庁及び智積院会館(京都)

○プログラム 「パネルディスカッション」「分散会」「全体討議」

等

○参加費 一名五千円(一泊三食)お申込み、お問い合わせは全仏事務局まで御連絡下さい。

○三(四三七) 九二七五

三三事務局長録事

(九月)

- | | | | |
|------|----------------------------------|------|----------------------------------|
| 十四日 | 局内会議 | 十四日 | 局内会議 |
| 十六日 | 負担金検討委員会 | 十六日 | 負担金検討委員会 |
| 十七日 | 浄土宗落慶法要出席 | 十七日 | 浄土宗落慶法要出席 |
| 十八日 | 記念誌編集委員会 | 十八日 | 記念誌編集委員会 |
| | 浄土真宗本願寺派主催全戦没者追悼法要出席 | | 浄土真宗本願寺派主催全戦没者追悼法要出席 |
| 二十四日 | 法律相談室 | 二十四日 | 法律相談室 |
| 二十五日 | 局内会議 | 二十五日 | 局内会議 |
| 二十七日 | 式典委員長・副委員長会議
念法真教支院入仏落慶参列(能登) | 二十七日 | 式典委員長・副委員長会議
念法真教支院入仏落慶参列(能登) |
| 二十八日 | 小林大治郎氏追悼会出席
式典委員会 | 二十八日 | 小林大治郎氏追悼会出席
式典委員会 |
| 二十九日 | 大阪府仏教大会出席 | 二十九日 | 大阪府仏教大会出席 |
| 三十一日 | 京都府仏教連合会発会式出席
宗教と税制シンポジウム出席 | 三十一日 | 京都府仏教連合会発会式出席
宗教と税制シンポジウム出席 |
| 十月一日 | ルンビニー復興日本仏教徒委員会 | 十月一日 | ルンビニー復興日本仏教徒委員会 |
| 十月二日 | 税務小委員会 | 十月二日 | 税務小委員会 |
| 十月三日 | 同宗連研修会出席 | 十月三日 | 同宗連研修会出席 |
| 十月四日 | ルンビニー監査 | 十月四日 | ルンビニー監査 |
| 十月五日 | 日宗連税制特別委員会・監事会・理事会出席 | 十月五日 | 日宗連税制特別委員会・監事会・理事会出席 |
| 十月六日 | 記念誌編集委員会 | 十月六日 | 記念誌編集委員会 |
| 十月七日 | 局内会議 | 十月七日 | 局内会議 |
| 十月八日 | 法華経寺晋山式出席 | 十月八日 | 法華経寺晋山式出席 |
| 十月九日 | 局内会議 | 十月九日 | 局内会議 |



山一の「サンライン」は、ご家庭のパソコンでリアルタイムの証券情報を見ながらその場で売買注文もできる画期的なサービスシステムです。

- リアルタイム株価などの証券情報が得られます。
- 株価チャートをご覧いただけます。
- ご家庭で株式の売買注文ができます。

ご利用時間 朝 7:00 ~ 翌朝 1:00
(日曜・祝祭日および第2・3土曜日はご利用になれません。)

※平日8:00~18:00 ※土曜(第2・3を除く)8:00~14:00

「サンライン」専用お問合わせ電話(通話料金無料)
☎(局番なし)0120-001234

お近くの山一証券でもお問合わせ・お申込みを承ります。お気軽にご相談ください。

パソコンでリアルタイムの証券情報や売買注文を。

サンライン

SUN-LINE

山一証券

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1
☎(03)276-3181(代表)



画面見本はサンラインEタイプのものです。

株式情報生中継。
わが家で証券取引!